

(第1面)

美 容 所 開 設 届

年 月 日

群馬県知事 あて
(保健所長)

届出(開設)者

住所(法人にあっては、所在地)

氏名 (法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出るとともに、同法第12条に規定する検査を申し込みます。

美 容 所	名 称				
	所 在 地				
管 理 美 容 師	住 所 ※				
	氏 名 ※				
美 容 師	氏 名 ※				
	免許登録番号※	号	号	号	号
	免 許 登 録 年 月 日 ※				
	伝 染 性 疾 病 の 有 無 ※ (注2)				
そ の 他 の 従 業 者 氏 名 ※					
開 設 予 定 年 月 日		年 月 日			

(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)

(第2面)

美容所の構造設備等の概要※

建物の構造	造階建て／建築面積㎡／延べ面積㎡		
作業室の床面積	㎡	美容椅子の台数	台
待合所の床面積	㎡	作業室の区画方法	
作業所	消毒設備の種類、型式及び数量		
	採光	方	
		照明器具	種類能力数量
	換気設備の種類、型式及び能力		
	床及び腰板の材料		床腰板
	手指、器具等用の洗い場の数		
	洗髪用の洗い場の数		
	その他		

条例第3条の2に規定する重複開設に関する事項※（注3）

開設しようとする美容所と同一の場所（作業室）で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	
開設しようとする美容所と同一の場所（作業室）で理容所の開設届を提出している場合は、当該理容所の開設予定年月日	

(第3面)

添付書類の省略について (美容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合であって、注4の添付書類を省略する場合) (注4)	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。
---	-------------------------------

美容所の所在を示す地図

添付書類

- 1 美容所の平面図及び設備の配置図 (平面図で設備の配置がわかる場合は不要)
- 2 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 美容師の健康診断書 (結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関するもの)
- 4 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し
- 5 管理美容師をおく場合は、美容師法第12条の3第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 6 開設者が外国人の場合は、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市区町村長の証明書
- 7 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し (注1、注4)

注1 ※印の事項について

美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類7を添付すること。

注2 伝染性疾患については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。

注3 重複開設を行う場合は、条例第3条の2に規定する基準を満たしていなければならない。

注4 添付書類の省略について

美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類1及び3から5までのうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類7を添付すること。